

生徒規則について

生徒規則はすべての生徒が安全でよりよい学校生活を送ることができるようにするための指針です。生徒諸君はこの生徒規則を自分のものとしてとらえ、自主的・自律的に学校生活を送る態度を育てるという観点に立ち、遵守してください。

懲戒事例

- ① 成年・未成年に関わらず薬物吸引、喫煙、飲酒した者
- ② 「いじめ」や「喧嘩」など精神的、肉体的な暴力行為を行った者
- ③ 授業の妨害を行ったり、教科担当者の指示に従わない者
- ④ 考査において不正行為を行った者
- ⑤ ロッカーその他、他人の所有物を無断使用したり公共物を故意に破損した者
- ⑥ 犯罪等法律にふれる迷惑行為を行った者（例）校内窃盗、校内盗撮、盗電等
- ⑦ 本校生徒としての本分をはずれた言動により学校の名誉を傷つけ、秩序を乱す行為のあった者

校長訓告や停学処分が下された場合は、いかなる事情があっても保護者に同席してもらう必要があります。

懲戒規定にあげられている項目一覧

1. 喫煙 2. 校内飲酒 3. 薬物等の少年事件事案 4. 一方的暴力行為 5. 校内窃盗
6. 校内盗撮行為 7. 金銭強要（恐喝） 8. 万引きの通報 9. 対教師暴力
10. 威嚇行為 11. 校内器物破損 12. 盗電行為 13. 校内での占有離脱物横領
14. 酒気帯び登校（未成年校外飲酒発覚等） 15. インターネット事案（誹謗中傷）
16. インターネット事案（SNSへの投稿） 17. 全日制への迷惑行為
18. 対教師暴言 19. 授業や考査の妨害 20. 性的発言等の迷惑行為
21. 立ち入り禁止区域への侵入 22. 部外者連れ込み 23. 授業中のスマホ使用
24. 単車・自動車での登校 25. 土足での校舎内徘徊・上履きでの学校外徘徊
26. 授業中の教室内飲食 27. 学校外への無断外出・下校等 28. 考査時の不正行為
29. 指導忌避 30. その他（不適切な行為・迷惑行為）

学校生活上の注意

◇ 次の事について厳守するよう諸君に注意を促します。

1. たばこ等

未成年者（20歳未満の者）の喫煙は法律で禁止されています。
また、成人であっても学校敷地内と学校周辺は条例で完全禁煙です。
これを守らなかった場合は、下記のと通りの特別指導を行います。

1回目……反省文、生指部長注意 校内掃除

2回目……反省文、保護者同伴にて校長訓告

3回目……反省文、原則、停学3日

*すべての特別指導は審議を経て決定される。

※1 火のついたタバコをもっていた場合も喫煙行為とみなします。

※2 校内では喫煙具（たばこ、ライター、アイコスなどの電子たばこ等）を所持していた場合も没収します。未成年の場合、保護者に返却します。

※3 原則、上記のように3段階の特別指導体制であるが、校内飲酒や金銭強要・暴力行為などの犯罪等法律にふれる迷惑行為を行った者はさらに厳しい指導になります。

校内飲酒の場合

1回目……原則、停学3日

2回目……原則、停学5日

3回目……原則、停学7日

*すべての特別指導は審議を経て決定される。

2. 単車・自動車通学について

本校では単車・自動車での通学・乗り入れは禁止しています。また学校周辺に駐車することも禁止しています。保護者の方や卒業生も同様です。

校内への乗り入れや周辺での駐車を見かけた場合、移動の指示を出します。それに従わない場合は、特別指導になります。

※1 原則、自転車または徒歩以外の登校を認めていません。キックボードやスケボーなどで登校した場合、一時預かりとします。

※2 一度帰宅して、学校周辺に遊びに来た場合でも駐車は認めていません。

※3 例外として、学校医や検査車両、また急な来校依頼の場合は除きます。

3. スマートフォン等^{*}の対応について

本校では授業を大切にするという目的で授業中のスマートフォンや携帯の使用を禁止しています。授業中の注意・指導が2回以上になった場合、対象者からスマートフォン等を預かります。

※ スマートフォン等とは、携帯電話、スマートフォン、音楽プレーヤー、ゲーム機、タブレットなどを含む。

4. 授業・考査妨害

授業遅刻や私語等、授業の進行を妨げる行為は全て授業妨害になります。特に「他のクラスの授業に侵入する」「授業中にわざわざ夕食を食べる」「教室の窓からゴミを捨てる」など故意に授業を妨害したと判断されるものについては、特別指導になります。

5. 盗電行為

学校のコンセントでスマホ等の充電をしないでください。盗電になります。指示に速やかに従わない場合は特別指導になります。

6. 暴言・性的な発言等の迷惑行為

学校内において、暴言や性的な発言は迷惑行為になります。学校は公的な場である意識をもってください。特に授業中に発言を制止したにも関わらず、そのような発言を繰り返した場合、特別指導になります。

7. 授業期間中の無断外出・下校等について

授業中、校外への無断外出・下校は禁止です。安全確認の面を考慮して、必ず職員室にたちより先生の指示に従い、早退届を記入するようにしてください。また、正門当番の先生が立っていれば、早退確認書を提示して下校してください。

8. 土足での校内徘徊

校舎内では学校指定の上履きを履くことを原則としています。本校生徒と外部の人を見分けるために上履きを指定しています。土足で校舎内を徘徊することのないようにしてください。指示に従わない場合は特別指導になります。

また在校生については来客用のスリッパの貸出しを禁止しています。

9. 早退届

本校は一度登校すると、教員の指導や許可のない校外外出を禁止しています。これは、「生徒の安全確保」と「授業を大切に生徒の育成」を目的として無断外出を禁止しています。指示や指導に従わない場合は特別指導になります。また、体調不良や仕事・家の都合等での早退や、やむなく外出する場合は職員室での「早退届」の記入が必要です、職員室に立ち寄ってから下校してください。

10. 立ち入り禁止区域への侵入

生徒が立ち入り禁止区域に侵入した場合、特別指導になります。立ち入り禁止区域とは次のようなものを差します。

- ① 教員がいない教室・体育館・柔剣道場・グランドなど授業がおこなわれていない場所。
- ② 体育館裏や非常階段など授業で使用しない場所。
- ③ 3階渡り廊下や生徒館3・4階など立入禁止の表示がある場所。

11. 部外者（保護者以外の本校の生徒でない者）

本校生徒でない者は防犯上の理由で校内立ち入り禁止です。卒業生も同様です。友達を学校に連れて来たり、呼んだりしないでください。ただし、正当な理由のある場合は、必ず職員室に連絡し、許可を得て職員室などで待ってもらうこと。

※1 不審者と判断した場合、警察に通報します。

※2 誘った生徒にも指導があります。

12. 自転車について

2013年12月より道路交通法の改正によって自転車の違反運転に関する罰則が強化されました。自転車で登校する場合、「二人乗り運転」や「無灯火運転」、「信号無視をしない」、「イヤホンをつけない」等の交通ルールを守って登校してください。

また、自転車に関して以下の2点にも注意してください。

- ① 自転車で登校して、やむを得ない理由で自転車を学校に置いて帰る場合、必ず職員室の生徒指導部まで連絡してください。許可証を発行します。
- ② 正門での接触事故がありました。正門を通るときは、「自転車を一度降りる。」または「自転車を減速する。」など周囲への配慮をお願いします。

1 3. 自転車保険*について

本校ではすべての在校生に対して自転車保険に入っています。もし故意でない自転車事故などを起こした場合は必ず担任に相談してください。

※ 学校で加入している自転車保険は在籍期間中のみ有効です。

1 4. SNSの使用

年々、インターネットやSNSに関するトラブルが増えています。校内で撮影したものをSNSにアップし、その画像に移り込んだ見知らぬ人から訴えられたり、ネット上に書き込んだ発言が誹謗中傷だとして訴えられたり、その種類は増えていく一方です。しっかりと相手のことを考え、マナーを守って使用することを心掛けてください。間違っても相手を誹謗中傷するような書き込みはやめてください。もし、そのような申し出や通報を受けた場合は、特別指導として対応せざるを得ません。

1 5. その他

- ・落とし物はHR担任または職員室で預かっています。
- ・学校で指導を受けた場合、その事案については原則保護者に連絡します。
- ・当番は、必ず教室の掃除をして黒板をきれいにすること。
- ・授業中、教室での飲食は禁止です。食事が必要な場合は職員室に相談に行きなさい。

1 6. 最後に

本校の生徒としての本分を逸脱し、学校の秩序を乱すような行為は慎まなければなりません。

困っていること、悩んでいること、わからないことなどがあれば、学級担任や生徒指導部、その他の教職員に相談しましょう。それと共に、クラス活動や生徒会活動を通じて問題の解決・困難の克服・要求の実現などをはかるよう努力していきましょう。